戸田市子育て短期支援事業(ショートステイ)

この事業は、市内に住所があり、<u>小学6年生以下</u>のお子さんを養育している家庭の保護者が、入院・介護等の理由により一時的にお子さんの養育が困難になった場合に、市と契約した乳児院及び母子生活支援施設が、短期間、お子さんの養育を家庭に替わって行うものです。手続きの方法や、この事業の利用にあたって負担していただく費用等は、次のとおりです。

手続きについて

親子健やか室(福祉保健センター内)の担当職員にご相談の上、申請してください。 申請後、審査を行い、利用の可否を通知いたします。

費用について

下記の表のとおりです。支払いについては、ショートステイ終了後に市から納付書をお送りしますので、市内金融機関(郵便局を除く)にてお支払いください。

利用者の世帯区分	入所児童の年齢区分	1日当たりの利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	2 歳未満児	0円
ひとり親世帯の市民税 <u>非課税</u> 世帯	2 歳以上児	0円
市民税非課税世帯	2 歳未満児	1,100円
ひとり親世帯の市民税 <u>課税</u> 世帯	2 歳以上児	1,000円
その他の世帯	2 歳未満児	5,350円
	2 歳以上児	2,750円

入所の初日及び退所日は、それぞれ1日とみなします。

入 所 の 期 間

原則として7日以内。ただし、1回に限り、1日間の延長申請が可能です。

利 用 施 設

済生会川口乳児院【所在地】川口市西川口6-9-7 048-256-8500 富士見乳児院【所在地】久喜市本町7-2-72 0480-21-0545 む つ み 会【所在地】戸田市新曽1191-8 048-229-2800 及び は0歳児から2歳児まで、 は3歳児から小学6年生までが利用できます。 が利用できるのは平日のみです。

提 出 書 類

利用申請書

入所児童健康状況届

身体検査書(費用は自己負担です。医療機関に検査を依頼してください)

そ の 他

- 乳児院を利用する場合、入退所時の送迎は保護者ご本人に行っていただきます。
- 申請後、利用日時に変更があった場合は、利用変更届の提出をお願いいたします。
- 利用中に児童の体調が悪化等した場合は、利用を中止し、お迎えに来ていただく場合が ございます。

問い合わせ:戸田市こども健やか部 親子健やか室 048-299-2816